

平成29年度 海ふれ愛 in 西方補助金

評価表 NO.

53

所管部課名	観光・シティセールス課		担当者	堀之内 寛郎				
事務事業名	観光イベント事業費							
根拠法令	薩摩川内市補助金等基本条例 薩摩川内市補助金等交付規則 薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成29年度 予算額	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容				
	390 千円	千円	390 千円	千円				
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	海ふれ愛in西方の観客数		約3,000人	平成34年度				
成果指標②								
補助対象者	西方夏祭り実行委員会							
補助対象経費	(1) 会場設営に係る経費 (2) 印刷製本費 (3) 前2号に掲げるもののほか、海ふれ愛in西方の開催に当たり必要と認められる経費							
補助対象事業・活動の内容	海ふれ愛in西方事業							
分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ	<input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ	<input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方	<input type="checkbox"/> その他				
補助金額又は 補助率	海ふれ愛in西方補助金の額は、予算で定める額以内とする。							
上記項目の 積算方法	イベント実施団体からの要望及び、実績による							
補助過去を受ける年数の事業決算(算団状況等の 特記すべき事項等)	項目	平成26年度		平成27年度		平成28年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
		自己資金	1,868,820	77.8%	2,061,645	81.6%	1,964,858	81.7%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成	1,868,820	77.8%	2,061,645	81.6%	1,964,858	81.7%
		市補助金	390,000	16.2%	390,000	15.4%	390,000	16.2%
		(前年度繰越金)	142,158	5.9%	74,533	3.0%	50,813	2.1%
		計	2,400,978	100.0%	2,526,178	100.0%	2,405,671	100.0%
		事業費	2,280,482	95.0%	2,365,557	96.4%	2,359,688	98.1%
人件費		0.0%		0.0%		0.0%		
その他事務費	45,963	1.9%	37,611	1.5%	43,480	1.8%		
		0.0%		0.0%		0.0%		
		0.0%		0.0%		0.0%		
(翌年度繰越金)	74,533	3.1%	50,813	2.1%	2,503	0.1%		
計	2,400,978	100.0%	2,453,981	100.0%	2,405,671	100.0%		
支出計/前年度支出計				102.2%		98.0%		
自己資金/前年度自己資金				110.3%		95.3%		
翌年度繰越金/市補助金		19.1%		13.0%		0.6%		
交付件数	1		1		1			
成果指標の推移①	2,000		5,000		3,000			
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【今年度改善点】自己資金増のために積極的に寄付金等の収入に努めている。 【前回評価への回答】平成26年度評価〈現状のまま継続〉 【事業のPR方法】ポスター、新聞折込等によりPRを実施 【費用対効果】市内外からの観光客が多く本市のPRに効果的である。 【補助事業以外の事業】特になし 【その他】特になし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	西方地区コミュニティ協議会を中心とした実行委員会であり、設立理念に基づいた地域活動を行っている団体である。
必要性	<p>次のいずれかに該当するものである。</p> <p>① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。</p> <p>② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。</p>	A	①地域に根ざしたイベントであるため、西方地区コミュニティ協議会を母体とする実行委員会を補助対象者とすることが適当である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	観光交流人口増加に向けて、市民のニーズに合致したものになっている。 海ふれ愛in西方を通じて市外からの観光客を増やす取組みは必要。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	地域に根ざしたイベントであるため、西方地区コミュニティ協議会を母体とする実行委員会を補助対象者とすることが適当である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。 (交付要綱の補助基準)	A	交付要領に補助対象経費を規定している。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	事業費の8割以上を自主財源で実施されている。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	設立理念に基づいた地域活動を行っている団体である。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	自主的運営へ誘導していくが、当面は交付要領規定の効果指標による事業成果を分析していく必要がある。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	交付要領に補助対象経費を規定している。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一 次）結果	《今後の改革の方向性》	外部評価結果	《視点別評価》
	■現状のまま継続		公益性 ⇒ □高い □低い
	□見直しの上で継続		必要性 ⇒ □高い □低い
	⇒今後の方向性 □拡大 □他の補助金と統合		有効性 ⇒ □高い □低い
	□補助内容の改善 □縮小 □移管		適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
	□休止 □廃止		
《上記方向の理由》		《今後の改革の方向性》	
寄付金等自己資金の増額に努め、市外からの観光客も多く地域活性化のためのイベントとして現状のまま継続したい。		□現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管	
《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》		□休止 □廃止	
引き続き企業等からの協賛金獲得に努める。		《まとめ》	

海ふれ愛 in 西方補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成24年薩摩川内市告示第204号）第2条の表に掲げる海ふれ愛 in 西方補助金に關し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 海ふれ愛 in 西方補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 事業計画書の内容が、観光の振興及び健康で明るい人間性の回復の寄与に資するものであること。
- (2) 前号の事業計画の内容を達成できることが明白であること。

(補助金の額)

第3条 海ふれ愛 in 西方補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 海ふれ愛 in 西方補助金は、次に掲げるものについて交付する。

- (1) 会場設営に係る経費
- (2) 印刷製本費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、海ふれ愛 in 西方の開催に当たり必要と認められる経費

(交付の申請)

第5条 海ふれ愛 in 西方補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年5月31日とする。

(交付の基準)

第6条 海ふれ愛 in 西方補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に海ふれ愛 in 西方補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 海ふれ愛 in 西方補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(精算)

第8条 当該補助金については、次の各号のいずれかに該当する場合には、精算するものとする。

- (1) 災害や事故等によりイベント等が実施できなかった場合、不要額となった補助金は、返納し精算するものとする。
- (2) 第4条の補助対象経費以外の経費に支出した場合、補助決定額の内、対象外経費分を返納し精算するものとする。

(効果の測定)

第9条 海ふれ愛 in 西方事業補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、海ふれ愛 in 西方の観客数を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第10条 海ふれ愛 in 西方補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の観光行政の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、観光・スポーツ対策監が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。